

ふらっと

とっとり人権情報誌

第27号

平成29年7月 発行



人権啓発テレビスポット「ひとりひとりの声を届ける」編

部落差別解消法(P.2で紹介)の施行を受けて、鳥取県はCMを作成し、平成29年3月11日から3月31日の間、放送しました。放送は終了しましたが、現在は鳥取県人権局のYouTubeチャンネル「とっとり人権啓発チャンネル」でご覧いただけます。

部落差別解消法が施行されました	P.2～3
子どもたちのインターネット利用について考えてみましょう	P.4～5
労働相談所みなくるQ&A これって「パワハラ」?	P.6～7
性暴力のない社会を目指して	P.8～10
読者のページ	P.11
人権トピックス	P.12

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



部落差別解消法が施行されました

同和問題は過去の話ではありません。今でもさまざまな場面で部落差別が存在し、差別を助長する情報がインターネット上に掲載されるといった問題も発生しています。このような状況に鑑み、平成28年12月16日、部落差別の解消の推進に関する法律(通称:部落差別解消法)が施行されました。

◆◆同和問題とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活上で様々な差別を受けるなど日本固有の人権問題です。

◆◆鳥取県の取組

鳥取県では、部落差別解消法の施行を受けて、以下をはじめとした様々な取組を進めています。

部落差別解消法施行記念 人権・同和問題講演会

県民の皆さまに、人権・同和問題に対する理解と認識を深めていただくために以下のとおり講演会を開催します。

日時: **7月23日(日)午後1時30分から**

場所: **倉吉体育文化会館 大研修室**

演題: **インターネットと人権侵害
～差別書き込みから身を守れ～**

講師: **佐藤佳弘さん**
(情報文化総合研究所
代表取締役所長
/武蔵野大学教授)

主催: **鳥取県
鳥取県同和対策協議会**



入場無料・事前申込不要

学習資料

差別をなくしていくためには、私たち一人ひとりが部落差別を自分の問題として考え「差別をしない、させない」意識を持って行動することが大切です。何を差別と考えるか、自分自身ならどう行動するか考えるためのきっかけとして、差別事象の裁判例を掲載した学習資料を作成しました。

こちらは鳥取県人権・同和対策課または鳥取県人権文化センターのホームページでダウンロードいただけます。人権研修などにもご活用ください。

鳥取県人権・同和対策課

<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>

(公社)鳥取県人権文化センター

<http://tottori-jinken.org/>

相談窓口の充実

県内3か所に「同和問題・部落差別に関する相談窓口」を設置しています。

同和問題・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に応じます。

地域	担当課・局	住 所	電話番号
東部	県庁人権・同和対策課	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7677
中部	中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3270
西部	西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9649

【受付時間】午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

【メール相談】jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

上記相談窓口では、従来から同和問題・部落差別に関する相談も受け付けていましたが、このたび、改めて名称を明示しました。



みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会 ～7月10日から8月9日は部落解放月間～

◆◆◆考えるきっかけに

県は、同和問題の早期解決を目指し、毎年7月10日から8月9日までを「部落解放月間」と定めています。月間中は前ページでも紹介している人権・同和問題講演会（7月23日開催）をはじめ、県内各地で講演会や研修会が行われます。詳しくは県のホームページや、月間中に各機関に配布されるリーフレットに掲載していますので、同和問題を考えるきっかけとして、ぜひご参加ください。

◆◆◆心の傷に気づく感性を磨く

地域や職場で差別的な言葉をかけられたり、結婚において差別されたりすることを、自分や自分の家族のこととして考えてみましょう。どんな気持ちになるか想像できましたか？

「差別」は人の心を深く傷つけ、その傷はいつまでも残ります。私たち一人ひとりが、まず同和問題を正しく理解することが大切です。



◆◆◆「本人通知制度」を知っていますか

本人通知制度は、市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写しなどを本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります（一部地域を除きます。詳細は各市町村へお問い合わせください）。

「本人通知制度」市町村の取組

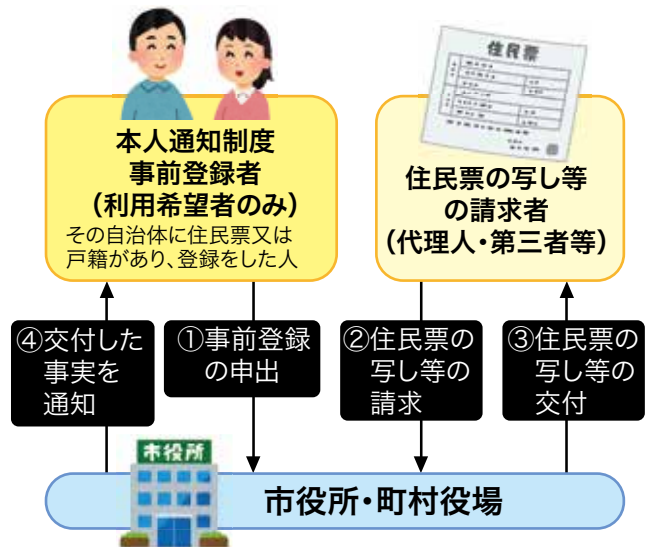
事前登録不要

- 智頭町
- 江府町

登録期間無期限

- 鳥取市
- 倉吉市
- 岩美町
- 八頭町
- 湯梨浜町
- 琴浦町
- 北栄町
- 伯耆町

●本人通知制度の仕組み



問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和对策課
TEL 0857-26-7073 FAX 0857-26-8138



子どもたちのインターネット利用に

近年、スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続できる通信機器が広く普及しています。また、その利用の低年齢化が進み、トラブルに巻き込まれる子どもたちも増えています。

個人情報の流出

インターネットを利用することで、名前や住所をはじめとする個人情報が流出してしまい、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が増えています。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への投稿から

SNS(※)を利用する際の個人情報の取り扱いはおろそかになりがちです。SNSへの書き込みは基本的に誰でも見ることができます。会話の中に個人名や住んでいる場所、学校名や写真が出てくると個人が特定されてしまうことがあります。同じように、友だちが写っている写真を投稿すると、友だち個人も特定されてしまうこともあります。

また、面白半分で載せた投稿が大きなニュースになってしまい、過去の投稿から個人が特定され、進学や就職、結婚などの将来に影を落とすことがあります。SNS上のやりとりでは名前や学校名は出さないなど、個人を特定できるものはネット上に載せないよう注意することが必要です。

※SNS:登録したユーザー同士が、メッセージや写真、動画等をアップロードし、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービス

不正アプリから

無料の占いのアプリ(※)や懸賞などを利用する際に、名前や住所、年齢、性別、メールアドレスなどの入力を求められることがあります。しかし、ここで入力された個人情報を無断で利用したり、売ったりするために悪意を持ってつくられたものもあります。

新しいアプリを利用したり、個人情報を入力したりする際には安全性を確認してから利用することが大切です。



入力した個人情報が悪用されるかも…



※アプリ:アプリケーションソフトウェアの略で、パソコンやスマートフォンで動作するソフトウェア

その他のインターネットに関わるトラブル

1 ネット依存

「ネット依存」にはいくつかのタイプがあります。SNSや無料通話アプリでの交流に夢中になり、スマートフォンが手放せなくなったり、インターネットゲームに没頭してしまい、やめられなくなったり、インターネット上の動画や記事などを見続けてしまったりするものがあります。夜中までインターネットに夢中になって寝不足になり、学業に影響が出てしまったり、ひどくなると昼夜逆転して健康を害したり、学校に行けなくなったりすることもあります。

使用する時間などのルールを決める必要があります。また、フィルタリングの機能の中には使用時間を制限するものもあります。



2 なりすましによる犯罪被害

インターネット上で知り合った人と仲良くなり、実際に会ってみたら全く違う人で、犯罪被害に遭う例が増えています。インターネット上のやりとりだけで、相手のことを「同じ趣味を持っている」「話が合う」「優しい」と思うことがありますが、相手が本当のことを言っているとは限りません。



ついて考えてみましょう

③ 無料通話アプリやメールでのトラブル

無料通話アプリでのやりとりはみんなで会話しているような気持ちになったり、スタンプを送りあったりしてとても楽しく便利に使うことができます。

しかし、直接会って話をするのとは違い、表情や口調など相手の様子が分からないため真意が伝わりにくかったり、文字数が少ないため正確に伝わらなかったりして、誤解が生まれ、いじめにまで発展することがあります。また、相手の都合を考えず、すぐに返信が来ることを期待して、返信が遅いことでトラブルに発展することもあります。



子どもたちを守るフィルタリング

有害情報が含まれるサイトへのアクセスやアプリの利用を制限するものです。「青少年インターネット環境整備法」により、18歳未満の子どもに携帯電話を使用させる場合は、フィルタリングの原則設定が義務づけられています。

- ① 電話回線及びWi-Fi回線のフィルタリング
- ② アプリケーションへのフィルタリング

フィルタリングとは別に、ウイルスに感染しないための対策も必要です。購入の際（既に購入されている場合は購入された販売店の窓口）にご相談ください。

また、ゲーム機等には「ペアレンタルコントロール」機能があり、使用制限（使用時間、ゲームソフトの使用、インターネットの閲覧、クレジットカードの利用）を設定することもできます。

※鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会の動画コンテンツで設定方法を見ることができます。

<http://www.tottorikenmin-ch.com/contents/parentalcontrols.html>



もしもの時や、困ったときの相談窓口

●インターネットを利用した犯罪にあったら

鳥取県警察本部	警察相談専用電話	#9110 (IP電話不可) または 0857-27-9110
	サイバー犯罪対策室	0857-23-0110 (代表)
	電子メール	k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

●ネットいじめに悩んだら

子どもの相談ダイヤル	0120-0-78310 (無料)
いじめ110番	0857-28-8718
子どもの人権110番	0120-007-110 (無料, IP電話不可)
いじめ相談メール	ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

●架空請求などの相談

消費者ホットライン		188 (局番なし)
鳥取県消費生活センター	東部 (県庁第2庁舎2階)	0857-26-7605
	中部 (倉吉交流プラザ2階)	0858-22-3000
	西部 (米子コンベンションセンター4階)	0859-34-2648



問合せ先

鳥取県教育委員会社会教育課
TEL 0857-26-7943 FAX 0857-26-8175



労働相談所みなくなる Q&A これって「パワハラ」?



仕事を始めて2か月になります。研修は数日間で簡単に終わり、「あとは上司の指示で」と言われ仕事をしていました。すると上司から間違いを皆の前で注意されました。次は間違えないようにと思い慎重にしているにもかかわらず、教えられていないことが出てくるので聞こうとすると「きちんと教えた!」と怒鳴られます。最近では無視をされることが多く、つらく、夜も眠れず、仕事に行くのが怖いです。これが普通の会社なのか、自分の頑張りが足りないだけなのか、だんだん分からなくなってきました。



それは、「パワハラ」の可能性が高いです。

「パワハラ」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など、**職場内の優位性**を背景に、**業務の適正な範囲**を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

近年の状況

厚生労働省は、企業・団体に勤める全国1万人を対象にアンケートを実施し、「2016年までの3年間でパワハラを受けた」と回答した従業員が32.5%に上り、前回調査(2012年)より7.2ポイント増加したと発表しました(※1)。また、労働相談所みなくなるに寄せられる相談も、パワハラを原因とする「**職場の人間関係**」に関する相談が増えています(図1)。

もし、パワハラを受けたら

- ①相手に「止めてください」とはっきり意思表示する(そう言えなくても、自分を責めない)
- ②信頼できる上司、会社の相談窓口、家族・友人・同僚などに相談する
- ③どんな言動か、メモ、録音で記録に残しておく
- ④不眠など、体調が悪い場合は医療機関を受診する

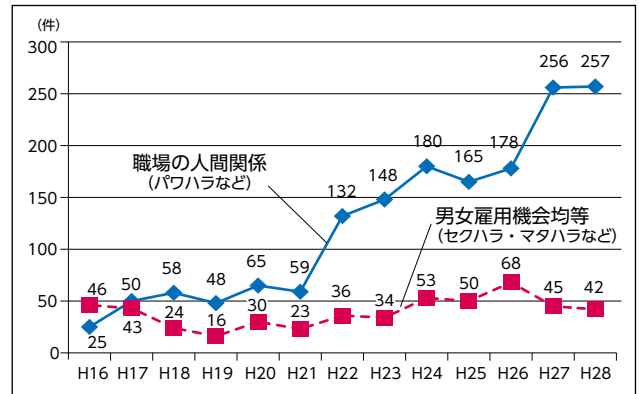


図1. 労働相談所みなくなるに寄せられた相談件数

パワハラの典型的な行為

身体的な攻撃



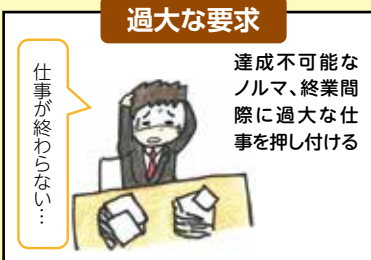
精神的な攻撃



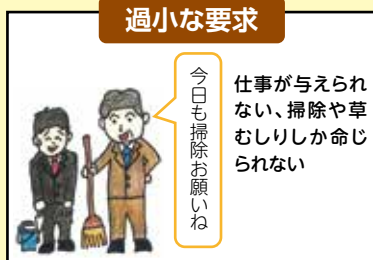
人間関係からの切り離し



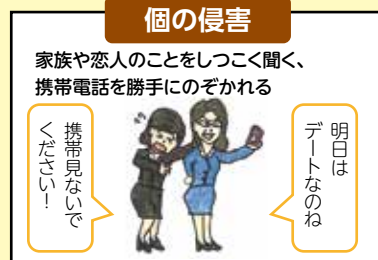
過大な要求



過小な要求



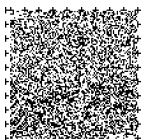
個の侵害



※ただし、業務上必要な指示や注意を不快に感じても、「業務の適正な範囲」内であればパワハラには当たりません。

(一財)鳥取県労働者福祉協議会「THE 社会人 働く若者のルールブック」より抜粋

(※1)平成28年度 厚生労働省委託事業「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」、平成29年3月



パワハラは「上司から」だけではありません

パワハラは様々な優位性を背景に行われます。「上司から部下へ」ばかりでなく、「先輩から後輩へ」、「正社員から正社員以外へ」といった雇用形態の違い、また専門性や経験年数の差などから「部下から異動間もない上司へ」というケースもあります。



1歳年上だけなのに…

同僚がパワハラにあったら

同僚が理不尽な怒られ方や無視をされているけど、自分には関係ないと思っていませんか？

毎日、職場の雰囲気気をつかい、緊張感で冗談のひとつも言えない状況で仕事をしていると、直接パワハラを受けていない人でも体調を崩してしまうケースはあります。パワハラのある職場では、いつ自分が次のターゲットにされるかもしれないという恐怖心から、被害者とかかわりたくないという思いになり、被害者が徐々に孤立していくことがあります。

あなたにもできることがあります

誰もが安全に安心して働く権利があります。パワハラのある職場では、被害者だけでなく、同じ職場で働く同僚自身も安心して働く権利を侵されていることになるのです。したがって**パワハラの問題は組織として対応していくことが重要です。**

まずは、同僚として話を最後までしっかり聞いてあげてください。上手にアドバイスしようとしなくていいです。また、相談されたからといって自分が全て解決しなければならないと責任を感じることはありません。社内や社外の相談窓口を案内したり、一緒に悩んで、励まし、伴走する気持ちで接しましょう。



予防や解決のために

厚生労働省のアンケート結果（※1）によると、パワハラの予防・解決のための効果が高い取組として、**相談窓口の設置や管理職向け・従業員向けの研修の実施**をあげている企業が多いです（図2）。これにより「職場環境が変わる」「コミュニケーションが活性化する」という効果のほか、「退職者・離職者の減少」「メンタル不調者の減少」などの効果も得られているようです。

加害者・被害者にならないためにも、どんな言動がパワハラになるのか、まずはみんなで理解することが大切です。日頃から職場でのコミュニケーションをよくとり、話しやすい雰囲気を作っておきましょう。

働く人、一人ひとりの人権が大切にされ、「人」として個性と能力が十分発揮できる職場環境づくりを目指していきましょう！

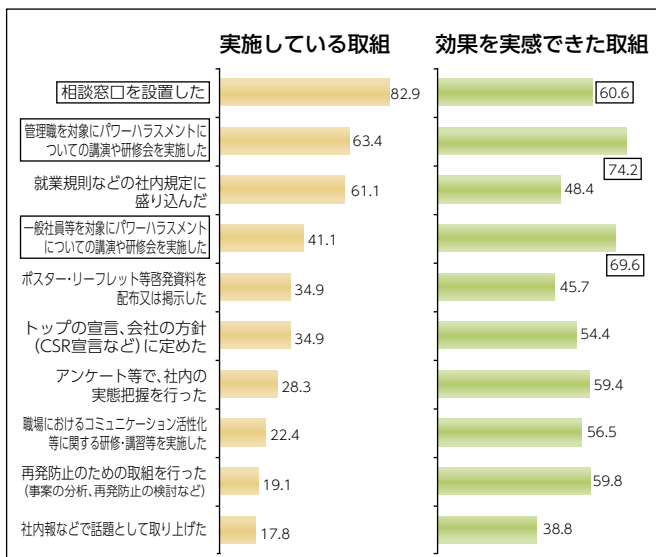


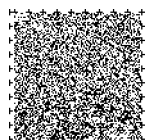
図 2. パワハラの予防に向けて実施している取組 / 効果を実感できた取組 (%)

相談機関	電話番号	
鳥取労働局 総合労働相談コーナー	0857-22-7000	
鳥取労働基準監督署 総合労働相談コーナー	0857-24-3245	
倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー	0858-22-5640	
米子労働基準監督署 総合労働相談コーナー	0859-34-2263	
鳥取県 中小企業 労働相談所	みなくる鳥取	0120-451-783
	みなくる倉吉	0120-662-390
	みなくる米子	0120-662-396

みなくるでは、「働きやすい職場づくり」に向けた社内研修に講師を無料で派遣しています。お気軽にご相談ください。

参考：パワハラに関するポータルサイト

あかるい職場応援団 検索



性暴力のない社会を目指して

～性暴力について正しく知ましょう～

刑法の一部を改正する法律案が3月7日に閣議決定されました。成立すれば、性犯罪の厳罰化や、「強姦罪」は「強制性交等罪」とされ被害・加害両者の性別に関係なく処罰可能となるほか、家庭内の性的虐待に対応する罪などが新設されます。しかし、法律が整備されても、性暴力被害にあったかた(以下「被害者」という。)が声を上げにくい現状が変わらないと、性暴力・性犯罪はなくなりません。

性暴力とは

性暴力というと見知らぬ人からの強かん(レイプ)を想像される方が多いかもしれませんが、それだけではありません。本人が望まない性的な行為はすべて性暴力です。強かんや強制わいせつ、露出、のぞき、盗撮などのほか、軽いボディタッチや性的な発言なども含めて、本人がそれを望んでいないのであれば、すべて性暴力にあたります。



性暴力によって、性的なことについて「自分のことは自分で決める」という当たり前の権利が侵害されてしまいます。この権利は、生きている間ずっと守られなければなりません。誰かと付き合ったり結婚したからといって手放したり、相手に渡すものではありません。相手が知らない人でも、よく知った人でも、たとえパートナーであっても、同意のない、対等でない、強要された性的行為は、全て性暴力です。性暴力は「魂の殺人」ともいわれ、人の尊厳を深く傷つけ踏みにじる重大な人権侵害です。

性暴力被害の実態

1 性暴力は知人からの被害が多い！

性暴力は、見知らぬ人からの被害よりも知人からの被害の方が圧倒的に多いです。平成26年に行った鳥取県男女共同参画意識調査では、被害者のうち、見知らぬ人からの被害が9.7%であったのに対し、親しい間柄や面識のある人など知人からの被害は90.3%と、9倍もの差がありました(図1)。

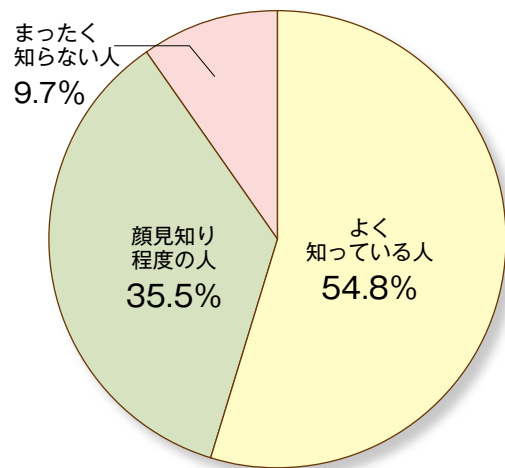


図1. 性暴力加害者との関係

2 鳥取県でも全国と同程度の被害が発生している！

「性暴力は人の多い都会でしか起こっていない」と思われる方もいるかもしれませんが、被害にあった割合は、内閣府が平成26年に行った全国調査では6.5%に対し、鳥取県では6.0%とあまり変わらない数値を示しています(図2)。

被害者がなかなか声を上げられない現状を考えると、多くの被害が潜在化しています。

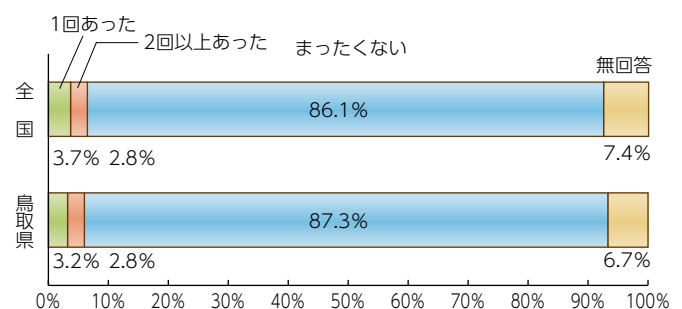
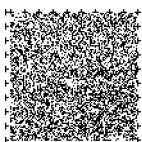


図2. 鳥取県と全国の被害発生率の比較



③ 半数近くが誰にも相談していない！

性暴力の問題が表面化しにくい原因は、「性」に関することなので、他の人に話しにくいということがあります。性暴力により心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、被害にあったことを恥ずかしいと感じたり、自分が悪いと思いついてしまったりして、誰にも相談できず一人で抱えてしまう方が多いからです。特に、親しい間柄や面識のある人からの被害の場合、相談や通報がしづらく、表に出てこないことが非常に多いのが現状です。被害の相談状況を見ると、「どこ(誰)にも相談しなかった」は46.9%と約半数を占めています(図3)。

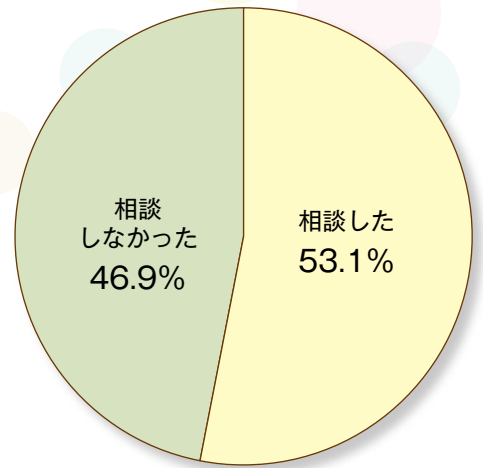


図3. 被害後、どこ(誰)かに相談したか

「強かん神話」による二次被害を防ごう！ ～被害者への適切な対応は～

被害者を更に苦しめているのが、偏見や思い込みなど根拠がなく誤った情報を、あたかも本当のことのように信じている「強かん神話」による二次被害です。

*正しいと思うものに ✓ をしてください。

- ①襲われるのは、たいてい暗い夜道や人気のない場所である
- ②被害者は、日頃から露出の多い服装をしている
- ③性暴力は、加害者の性欲が強すぎて、コントロールできずに起こっている
- ④被害者は、本気で抵抗すれば逃げることができる



上に書かれていることは、全て「強かん神話」であり、誤った情報です。

- ①実際は、被害にあった場所は屋内が多いです。
- ②実際は、加害者は服装で選んでいません。むしろ、後で訴えないだろうと、地味な服装の人を狙うことがあります。服装と性暴力被害は関係がありません。
- ③実際は、性暴力は支配、征服、所有などの欲望が性的行為という形になったもので、多くは計画的な犯行です。
- ④実際は、抵抗できない場合がほとんどです。

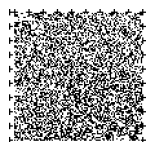
「強かん神話」はこのほかにもたくさんあります。

被害者から相談を受けたら…

被害者は、相談しづらい中で思い切って相談をした相手から「どうして逃げなかったの?」とか、「あなたにも隙があったのではないの?」、「早く忘れた方がいいのではないの?」などと責められると、心の傷がさらに深くなります。悪いのは全て加害者です。被害者の気持ちを否定することなく、寄り添い、しっかり話を聴きましょう。

これら「強かん神話」による偏見や思い込みなどの誤った情報、被害者に対する無理解によって知らず知らずのうちに私たちが被害者を傷つけていることがあります。

私たちが性暴力について正しく知ることが、性暴力のない社会にするための第一歩です。



性暴力被害者支援センターとっとり を開設しました

今まで、被害者が相談し、適切な支援を受けられる専用窓口が県内にはありませんでした。そこで、今年1月、急性期(被害直後から概ね6ヶ月以内)の被害者から直接相談を受ける窓口「性暴力被害者支援センターとっとり」(以下「センター」といいます。)を開設し、被害直後から総合的な支援を提供する仕組みがスタートしました。

性暴力被害者に必要な支援とは

被害直後から、医療的な支援やカウンセリングの支援、法的な支援などの総合的な支援を早期に、可能な限り一元的に提供することが、被害者の心身の負担を軽減するとともに、健康回復に効果があるとされています。

センターでは、まず電話相談、面接相談及び必要な情報提供を行い、希望されれば、支援員が医療機関や警察などへの付き添い支援を行います。また、県内の関係機関と連携して、カウンセリングや弁護士による法律相談など、相談内容に応じて必要な支援につなげることで、被害者の心身の負担軽減を図ります。

センターの主な支援内容

電話相談 面接相談

支援員がお話を伺い、どうしたらよいのかを一緒に考えます。

医療的支援

妊娠や性感染症の恐れがあるなど、緊急に医療を必要とされるかたを医療機関と協力して支援します。医療費を支援する制度もあります。

医療機関 などへの 付き添い支援

被害者の不安を軽減、解消するため、ご希望により支援員が医療機関や警察などへ付き添います。

関係機関と 連携した支援

カウンセリングや弁護士相談など、関係機関と協力して被害者が必要とする支援を提供します。

あなたは一人ではありません。

わたしたちは、あなたの選択と同意のもとに あなたが決定し、
自らの力で立ち上がっていく過程をサポートします。

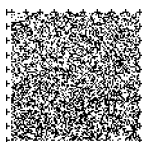
相談ダイヤル ☎ 0120-946-328

(県内専用フリーアクセス)

相談日:月、水、金(年末年始を除く)
相談時間:11時~13時、18時~20時

- 匿名で相談できます。
- あなたの秘密は必ず守ります。
- 性別、年齢にかかわらず、どなたからのご相談もお受けします。

相談は
無料です



問合せ先

性暴力被害者支援センターとっとり事務局
(県庁くらしの安心推進課内)

TEL 0857-26-7187 FAX 0857-26-8171

読者のページ

読者からいただいたご質問にお答えするコーナーです。

Q

子ども食堂(第26号にて紹介)の取組みについて、もっと詳しく知りたいです。

A

子ども食堂とは、子どもを対象に無料もしくは安価で食事や団らんの場所を提供する活動です。

今回は鳥取市でご活躍中の4つの子ども食堂「とっとり ども食堂」「きりん ども食堂」「くるみ食堂」「すなば食堂」の皆さんにインタビューしました。

質問

- ①子ども食堂名・主催団体
- ②日時 ③場所
- ④地域の皆さんに一言!

①「とっとり ども食堂」 ども・らぼ

② 毎週火曜日17:30~19:00

③ 鳥取市人権交流プラザ(鳥取市幸町151)

④ とっとりども食堂では、子どもがほっと安心できる居場所の提供をめざしています。食堂のあとには子どもたちの勉強のお手伝いをさせていただきます。悩みや将来の夢などを気軽に話してもらえるような関係をつくっていきたいと思います。皆さまの近くにおられる子どもに、そしてご家庭に、とっとりども食堂をご案内していただければありがたいです。



①「きりん ども食堂」 きりんのまち・愛プロジェクト

② 毎月第1・第3水曜日17:30~20:00

③ 鳥取市岩倉地区公民館(鳥取市立川町六丁目174)

④ 「気軽に来て、皆と学び、楽しく食べよう」をモットーに、毎回賑やかに開催しています。参加者で調理から後片付けまで行い、家族のような絆も生まれています。今後も食堂を通じて子どもたちの成長を見守ってまいります。



①「くるみ食堂」 産後ケア やわらかい風

② 毎月第4木曜日17:00~19:00

③ 産後ケア やわらかい風(鳥取市西品治805)

④ 助産院での地域食堂です。赤ちゃんから高齢者まで、ワイワイと和やかに集まっています。新鮮な食材で一品一品心を込めて「おふくろの味」を作っています。大人の方、おひとり様もお気軽にどうぞ。



①「すなば ども食堂」 NPO 法人あゆみ

② 毎月第2・第4木曜日17:00~20:00

③ すなば珈琲賀露店(鳥取市賀露町西三丁目27-1)

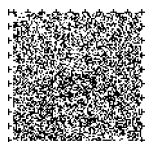
④ 最初のころは遠慮がちで恥ずかしそうにしていたのですが、最近では食事の時に話をしたりして、笑顔で楽しんでくれている様に思います。いろんな大人たちとふれあって「食」「学習」と普段の生活が楽しく過ごせるように見守っていただければと思います。



問合せ先

鳥取市中央人権福祉センター

TEL 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067



夏休み特別企画参加者募集 子どもが学ぶ人権学習

場所

鳥取県立人権ひろば21・ふらっと
交流スペース(鳥取市扇町21)

申込締切
7月21日(金)

内容

カラーユニバーサルデザイン体験

7月31日(月) 9:00~12:00 小学3,4年生向け
8月 2日(水) 9:00~12:00 小学5,6年生向け

夏休みの
自由研究に最適!
(参加無料、定員各10名)



公益社団法人鳥取県人権文化センター
マスコットキャラクター ふらっちょー

鳥取県立人権ひろば21「ふらっと」

〒680-0846 鳥取市扇町21
TEL(0857)27-2010・FAX(0857)21-1714
E-mail: furatto@tottori-jinken.org
http://jinkentottori.wix.com/jinken

人権啓発ラジオ「輝け未来」

FM山陰で毎月2回、様々な人権分野で活動されているかたの声をお届けする番組を放送しています。

＜放送日時＞ 毎月第2・第4水曜日 午後2時20分～(約7分間)

※放送した内容は、県人権局HPに音源掲載HPのリンク先を貼っています。聞き逃した方、どうぞお聞きください。

県と協働して行う 人権講演会を 企画してみませんか

締切
7月31日(月)

県民企画による人権啓発活動 実施団体募集中

県民が企画する、以下の条件を満たす人権啓発活動を対象に、50万円を上限に委託します。

(1) 事業の形式: どちらかを満たすこと

- ・シンポジウム形式の企画
- ・演劇等(演劇、コンサート、映画等)に講演又は対談を合わせて実施する企画

(2) 事業の規模等: すべてを満たすこと

- ・一般県民向けに広く参加者を募るもの
- ・概ね100人以上の参加が見込めるもの
- ・手話通訳、要約筆記等、障がい者に対する合理的配慮がなされているもの

詳しくは県人権局のホームページをご覧ください。



第42回人権尊重社会を実現する 鳥取県研究集会開催

テーマ 人権尊重社会の実現に向けて
研究と実践を交流しよう

〈期日〉 8月3日(木)

〈会場〉 倉吉未来中心 ほか

〈日程〉

○9:45~12:00

全体会(開会行事・基調提案・講演・ミニライブ)

○13:15~16:00

分科会(倉吉市内5会場)

〈参加資料代〉 1,500円

〈主催〉 鳥取県人権教育推進協議会／

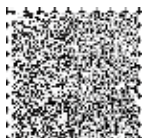
第42回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会実行委員会

〈問合せ先〉 鳥取県人権教育推進協議会

TEL 0857-22-0578

アンケートにご協力ください!

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。ホームページからでもお送りいただけます。



発行

県庁総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7592 FAX:0857-26-8138
E-mail: jinken@pref.tottori.lg.jp
http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/



QRコードからアクセス